

令和元年度補助金等交付申請書



令和 元年 6月 7日

函館市長 様

補助事業者等 住所 函館市鍛冶1丁目2番8号
氏名 学校法人 函館大谷学
理事長 門間 佳

事業名 結 核 予 防 事 業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要
定期結核健康診断

2 事業の着手及び完了年月日
着手 平成31年 4月11日
完了 令和 元年 5月10日

3 補助金等交付申請額 金 48,958 円

(余白部分に次の事項を記載)

- 1 [Redacted]
- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]

30号記入
31号削除

別紙様式2

事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

科目			予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	当初	更正後の額	精算額	収入済額	収入未済額	
	補助金収入	衛生費	円	円	円	円	円	
	学生生徒納付金収入	結核予防負担金	48,958	48,958	48,958	0	48,958	函館市
	計		45,650	45,650	45,650	45,650	0	
	計		94,608	94,608	94,608	45,650	48,958	

支出の部

科目			予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	当初	更正後の額	精算額	支出済額	支出未済額	
	保健衛生費	予防費	円	円	円	円	円	
		委託料	94,608	94,608	94,608	94,608	0	

上記のとおり、精算したことを証明します。

令和 元年 6月 7日

補助事業者名等 学校法人函館大谷学園 理事長 門間 佳

注1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。

2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

3 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記入すること。

4 「収入未済額」及び支出未済額欄には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記入すること。

事業実績書

設置者（法人）名 学校法人 函館大谷学園
 法人代表者職・氏名 理事長 門間 佳一
 法人所在地 函館市鍛冶1丁目2番3号

学校（施設）区分 高等学校
 学校（施設）名 函館大谷高等学校
 学校（施設）長名 校長 丸山 政秀
 学校（施設）所在地 函館市鍛冶1丁目2番3号

実施区分 対象区分			入学 (許可) 定員	対象 人数	受診 人数	レンズ カメラ	70mm ミカマ	100mm ミカマ 及び直接撮影	その他の検査	
補助対象	学校	高校	130	147	146			146		
		大学								
		その他								
	施設	*65歳以上の 収容(入所)者								
補助対象外	教職員									
実支出額								94,608		
補助対象		人数						146		
		金額						94,608		
基準算定額		単価				452	475	503		
		金額							73,438	

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助申請額の算出	総事業費	寄付金その他 収入	差引額	対象経費の実 支出額	基準算定額	補助基本額 c,d,eのいずれ か低い額	補助申請額
	a	b	a-b=c	d	e	f	$\frac{2}{f \times 3}$
	94,608	0	94,608	94,608	73,438	73,438	48,958

注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施行した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。

3 「学校（施設）区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設

※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設